

荒川区立小・中学校における働き方改革プラン

1 プラン策定の背景

学校を取り巻く環境は、近年ますます複雑化・多様化し、全国的に教員の長時間労働による負担が問題視されています。

荒川区では、区立小・中学校教員の働く時間や意識等を把握した上で、教員の業務改善支援を始めとする取組を実施し、教員の負担軽減を図ります。

～ データからみた荒川区教員の現状 ～

< 区内小中学校教員の1週間の在校時間 >

今回の調査においては、1週間当たりの在校時間は、学校種別・職層別にかかわらず、平均して60時間を超えていました。

「過労死ライン」に相当する時間

厚生労働省「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準」によれば、月当りの時間外労働がおおむね45時間を超えて長くなるほど業務と発症との関連性が徐々に強まるとされており、発症前1カ月間に100時間または2カ月から6カ月平均で月80時間を超えた場合は、業務と発症との関連性が強いとされています。

上記でいう60時間とは、月当りの時間外労働がおおむね80時間となる状態を過当りに換算したものです。

2 プランの目標

「1週間あたりの在校時間が60時間以上の教員ゼロを目指します」

国においては中央教育審議会が平成31年1月に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を出しました。荒川区では、当面の目標である「1週間あたりの在校時間が60時間以上の教員ゼロを目指します」については、速やかに達成すべき目標として位置付けるとともに、今後、国の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえながら対応を検討していきます。

アンケート調査やヒアリング調査を実施し、教員の業務は、児童や生徒の教育や指導だけでなく、広い範囲にわたっていることが改めて分かりました。教員の長時間労働を改善するため、様々な観点から業務の見直しを進め、限られた時間の中で最大限の効果を上げる取組を進めていく必要があります。

3 目標達成に向けた取組

1. 教員の業務改善支援

- ・ 校務支援システムの導入
- ・ 効果的な研修の運営・実施
- ・ 調査及び配布物の精選
- ・ 長期休業期間中における教育活動休止日の設定
- ・ 電話対応時間の周知及び自動応答電話設置の検討
- ・ 学校事務職員の職務の検討
- ・ 実践事例やコンテンツの共有化の促進

2. 教員を支える人員体制の確保

- ・ スクール・サポート・スタッフの拡充
- ・ 改善に向けた働きかけ
- ・ 副校長事務補佐の活用

3. 部活動の負担の軽減

- ・ 部活動に関するガイドラインの策定
- ・ 部活動外部指導員の充実
- ・ 部活動休養日や活動時間の設定

4. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

- ・ 休暇等の取得促進
- ・ ストレスチェックの実施
- ・ 長期休業期間中における教育活動休止日の設定【再掲】
- ・ 保護者及び地域社会への理解・協力の促進
- ・ 出退勤システム導入の検討

5. 教員の意識改革の促進

- ・ 教員の働き方への意識改革に向けた取組
- ・ 校務改善の推進
- ・ 出退勤システム導入の検討【再掲】
- ・ 保護者及び地域社会への理解・協力の促進【再掲】

4 プラン推進のために

< プランの策定にあたって >

学校関係者、教育委員会事務局および関係各部で構成する「荒川区立小・中学校における働き方改革プランプロジェクトチーム」の基、プラン策定に取り組みました。

< プランの進行管理 >

・ プランの推進にあたっては、PDCAサイクルに基づき、学校と区教育委員会が両輪となり、課題解決の重要性や目指すべき理念を共有しながら、着実に実施していきます。

～ 今後に向けて ～

教員一人ひとりが、学校における働き方を改革していくことで、教員の資質・能力の向上及び健康の維持増進が図られ、それが、授業や生活指導の充実、子どもと向き合う時間の確保につながっていきます。区教育委員会は、今後も教員の業務全体やそのバランスについて、十分に見直しを図り、改善点を明らかにし、学校がさらに働きやすい職場となるよう、全力で各学校を支援していきます。